

## 福知山市建築設計及び積算システム賃貸借仕様書

- 1 件 名 建築第1号 福知山市建築設計及び積算システム賃貸借
- 2 目 的 建築課設計積算システムの更新に伴い、賃貸借を行う。
- 3 賃借期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(60か月 長期継続契約)  
※ただし、納品の遅れによる賃借期間の変更はありえるものとし、契約違反とはならないものとする。(タイの洪水による納品遅延に限る)
- 4 納入期限 平成24年3月31日
- 5 担当部署 福知山市土木建設部建築課(以下「建築課」という)
- 6 賃貸借物件 「福知山市建築設計及び積算システム機器一覧表」のとおり
- 7 設置場所  
装置の設置場所 福知山市字内記(市役所庁舎4階建築課事務室)
- 8 物件の納入・設置
  - 本システムは、サーバー1台、クライアント12台(デスクトップ)、ネットワーク HDD,プリンター(カラー複合機 A3 対応)、プロッター(カラーA1 対応)を LAN でつなぐものとする。
  - 機器の設置については、建築課と協議のうえ設置すること。  
(日程については、平日の業務終了後や土日の作業も含むものとする。)
  - クライアント機12台については、別途本市情報推進課より支給するモニター、キーボードを使用し、情報推進課支給のシンクライアントシステムと切替機を介して切替え使用するものとし、切替機の設置についても本業務に含むものとする。
  - 周辺機器との接続に必要なケーブル類、その他必要なものは本業務に含むものとする。
  - 搬入に際して、物品のこん包に使われたダンボール箱、発泡スチロール等のこん包材は納入業者において回収するものとする。
  - 納期について、上記の履行完了期限までに端末設定、機器設置作業を完了した状態にすること。
  - ソフトウェアのインストール及び、運用までに必要な設定作業(ネットワーク設定等)については、支障がないよう、十分考慮して作業を行ない、またその費用も積算に含めること。
  - 機器の納入・設置の際にはコンピュータウイルスの混入・環境情報の漏えい等セキュリティ対策には細心の注意をすること。
  - 納入された物品は、その場で周辺機器の取り付け及び調整を行い、建築課職員による立会いのもと正常な稼動が確認されたものから納品完了とする。

- インストール作業終了後にあたっては、各ソフトウェアのインストールキー、パソコンのIPアドレス、型番号、製造番号等の一覧表を2部提出すること。
- 別途インターネット接続工事を行うため、工程を調整し、ソフトウェアの作動確認等を行うこと。
- 導入後の既存機器のデータ廃棄・機器廃棄は、前納入業者と打合せの上、今回納入業者が行う。

## 9 支払い方法

月額払いとし、物件を使用した月の翌月以降に賃借料の請求を受け支払うものとする。

## 10 かし担保責任

賃貸借期間の初日から1年間、賃貸借物件にかしがあった場合は、建築課は賃貸人に対してかしの補修作業を求めることができるものとする。

## 11 保 守 メーカー標準保証のみとする。

## 12 公租公課 賃貸借期間中の公租公課については、賃貸人の負担とする。

## 13 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

## 14 賃貸借期間満了後における物件の譲渡

賃貸借期間満了後、未払賃貸借料がないことを条件に、賃貸人は、貸借人へ無償譲渡する。

## 15 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、建築課と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- (2) 契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保すること。  
なお、受注業者の出荷元から設置場所への移送期間についても付保すること。
- (3) 福知山市セキュリティポリシーに基づき、コンピュータ等の設定作業及び納品設置時に知り得た情報は外部へ漏らさないこと。
- (4) 納入等に当たっては、諸法令を遵守し、諸手続は受注者が責任をもって代行すること。